

山口県福祉のまちづくり条例

平成 9 年 3 月 24 日
山口県条例第 1 号

改正 平成 12 年 12 月 19 日条例第 56 号
平成 16 年 3 月 23 日条例第 21 号
平成 17 年 7 月 12 日条例第 52 号
平成 24 年 3 月 21 日条例第 4 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 福祉のまちづくりに関する施策(第 7 条—第 13 条)
- 第 3 章 公共的施設の整備(第 14 条—第 17 条)
- 第 4 章 特定公共的施設の整備(第 17 条の 2—第 26 条)
- 第 5 章 公共的工作物等の整備等(第 26 条の 2・第 27 条)
- 第 6 章 特定公共的工作物等の整備(第 28 条)
- 第 7 章 雑則(第 29 条)

附則

高齢者、障害者等を含むすべての人が個人として尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を営み、その意思と能力に応じて積極的に社会に参加し、喜びの中で長寿を迎えることができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いである。

こうした社会を実現するためには、社会連帯の理念に基づき、地域社会を構成しているすべての人が、その一員として自らの役割と責任を果たしながら、高齢者、障害者等の日常生活や社会生活を制限する障壁のない誰でも利用しやすい生活環境を整備し、高齢者、障害者等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、平等に参加することができる社会を構築していく福祉のまちづくりを推進する必要がある。

私たちは、美しい自然に富み、気候も温暖なふるさと山口の恩恵により快適な生活を送っているが、今後、超高齢社会を迎えるに当たり、高齢者、障害者等がこの恵まれた環境の中で、より快適に暮らすことができる社会を築いていくことは、県民一人一人にかかわる重要な課題となっている。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、県民総参加による福祉のまちづくりに取り組むことを決意し、すべての県民が心豊かに安心して暮らせる健康福祉社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び公共的施設の整備

等に必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう。

2 この条例において「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、道路、公園その他の多数の者の利用に供される施設で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「特定道路」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第9号に規定する特定道路をいう。

4 この条例において「特定公園施設」とは、法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。

5 この条例において「公共的工作物等」とは、信号機、道路標識、道路標示、バスの停留所その他の多数の者の利用に供される工作物等で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う福祉のまちづくりに関する施策を支援するように努めなければならない。

第4条 削除

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって設置する公共的施設又はその供給する物品若しくは役務について、高齢者、障害者等の利用の便宜を図り、又はその利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第7条 福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 福祉のまちづくりへの取組を促進するため、県民意識の高揚を図ること。
- 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進すること。
- 三 高齢者、障害者等の社会的活動への自主的かつ積極的な参加を促進すること。

(情報の提供)

第8条 県は、福祉のまちづくりについて事業者及び県民の理解と協力が得られるようにするため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる公共的施設の整備に関する情報その他必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(学習機会の確保)

第9条 県は、事業者及び県民が福祉のまちづくりについての関心と理解を深めるとともに、福祉のまちづくりに取り組む意欲を高めるようにするため、学習の機会を確保するよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第10条 県は、福祉のまちづくりに関する施策の策定に資するとともに市町、事業者及び県民の福祉のまちづくりへの取組を支援するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる公共的施設の整備に関する調査及び研究その他必要な調査及び研究を実施するものとする。

(意見の反映)

第11条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 県は、市町、事業者及び県民と連携しつつ福祉のまちづくりに関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 公共的施設の整備

(構造等基準への適合)

第14条 公共的施設の新築若しくは新設又は出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の部分で多数の者の利用に供するものに関する工事を含む増築、改築、用途の変更(用途の変更をして公共的施設にする場合に限る。以下同じ。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号の大規模の修繕若しくは同条第15号の大規模の様様替え(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該公共的施設(新築等に係る部分に限る。)を構造等基準(高齢者、障害者等が公共的施設を円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する基準をいう。以下同じ。)に適合させるよう努めなければならない。

2 構造等基準は、公共的施設の種類に応じて規則で定める。

(維持保全等)

第15条 公共的施設を所有し、又は管理する者(以下「公共的施設所有者等」という。)は、当該公共的施設の構造等基準に適合している部分について、当該構造等基準に適合する状態を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、公共的施設の構造等基準に適合している部分について、高齢者、障害者等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(適合証の交付)

第16条 公共的施設所有者等は、公共的施設を構造等基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、構造等基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が構造等基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(県の公共的施設に係る措置等)

第 17 条 県は、自ら設置する公共的施設を構造等基準に適合させるため必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下「国等」という。）に対し、国等が設置し、又は管理する公共的施設について構造等基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第 4 章 特定公共的施設の整備

(特定公共的施設の構造等基準への適合)

第 17 条の 2 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設として規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定公共的施設建築主等」という。）は、当該特定公共的施設（新築等に係る部分に限る。）を構造等基準に適合させなければならない。ただし、特定道路及び特定公園施設以外の特定公共的施設の新築等をしようとする場合であって、知事が敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由により構造等基準に適合させることが困難であると認めるときは、この限りでない。

(特定公共的施設の新築等の届出)

第 18 条 特定公共的施設建築主等は、規則で定めるところにより、特定公共的施設の位置、規模、構造、設備その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

(指導及び助言)

第 19 条 知事は、特定公共的施設（新築等の工事に係る部分に限る。以下第 23 条までにおいて同じ。）が構造等基準に適合しないと認めるときは、特定公共的施設建築主等に対し、特定公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第 20 条 特定公共的施設建築主等は、特定公共的施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第 21 条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定公共的施設が構造等基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

(勧告)

第 22 条 知事は、特定公共的施設が構造等基準に適合していないと認めるときは、当該特定公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、構造等基準に適合させるための措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第 23 条 知事は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれ

に従わなかったとき（その者が第 18 条の規定による届出をした場合（同条後段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合を除く。）にあつては、当該届出に係る特定公共的施設が構造等基準に著しく適合していないときに限る。）は、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、規則で定めるところにより、前条の規定による勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。（適用除外）

第 24 条 この章の施行の際現に特定公共的施設の新築等の工事に着手している者及び一の施設が特定公共的施設になった際現にその施設の新築等の工事に着手している者の当該新築等については、第 17 条の 2 から前条までの規定は適用しない。

（既存特定公共的施設の構造等基準への適合等）

第 25 条 この章の施行の際現に存する特定公共的施設及び現に新築、新設又は用途の変更の工事中である特定公共的施設並びに一の施設が特定公共的施設になった際現に存するその施設及び現に新築、新設又は用途の変更の工事中であるその施設（以下「既存特定公共的施設」という。）を所有し、又は管理する者（以下「既存特定公共的施設所有者等」という。）は、当該既存特定公共的施設について、構造等基準に適合させる措置を講ずるよう努めなければならない。

2 知事は、既存特定公共的施設の構造及び設備が構造等基準に著しく適合していないと認めるときは、当該既存特定公共的施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

（国等に関する特例）

第 25 条の 2 第 18 条から第 23 条まで及び前条第 2 項の規定は、国等が設置し、又は管理する特定公共的施設については、適用しない。

（立入検査等）

第 26 条 知事は、第 19 条、第 22 条、第 23 条第 1 項及び前条第 2 項の規定の施行に必要な限度において、特定公共的施設建築主等若しくは既存特定公共的施設所有者等に対し、特定公共的施設の位置、規模、構造、設備その他必要な事項について報告させ、又はその職員に、特定公共的施設若しくは特定公共的施設の工事現場に立ち入り、特定公共的施設、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 知事は、第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者については、その旨を公表することができる。この場合においては、第 23 条第 2 項の規定を準用する。

第 5 章 公共的工作物等の整備等

(公共的工作物等の整備)

第 26 条の 2 公共的工作物等を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために配慮された公共的工作物等の整備に努めなければならない。

(住宅の整備等)

第 27 条 県民は、自立した日常生活を営むことができるように自らの身体の機能の低下等に対応し、又は備えて住宅の整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第 6 章 特定公共的工作物等の整備

(特定公共的工作物等の設置等基準への適合)

第 28 条 公共的工作物等のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な工作物等として規則で定めるもの(以下「特定公共的工作物等」という。)を設置する者は、当該特定公共的工作物等を設置等基準(高齢者、障害者等が特定公共的工作物等を円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する基準をいう。以下同じ。)に適合させなければならない。

2 設置等基準は、特定公共的工作物等の種類に応じて規則で定める。

第 7 章 雑則

(規則への委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章から第 5 章までの規定は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年条例第 21 号)

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、前文の改正規定、第 2 条第 1 項の改正規定及び第 3 条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 52 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 4 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。